

八戸市学校施設開放事業実施要綱

1. 趣旨

この要綱は、八戸市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（昭和50年八戸市教育委員会規則第11号）に基づき、学校教育に支障のない範囲で地域住民のスポーツ・レクリエーション及び学習文化活動のために学校施設を開放し、地域住民が気軽に学べる環境づくりと地域に開かれた学校づくりに資することを目的とする。

2. 開設主体

八戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）

3. 対象

原則として、開放校の学区内に在住する者で構成する団体で、学校施設の利用団体として登録を受けたものとするが、開放校の学区内に在住する者で構成する団体以外の利用を妨げるものではない。

4. 開放場所

開放場所については、原則として開放校の体育館、校庭、プール、特別教室等とし、学校の実情に応じて校長が定めることとする。

5. 開放期間及び時間

開放期間及び開放時間は、それぞれの開放校での利用細則で定める。

6. 運営協議会の設置

運営協議会には会長・副会長・書記各1名を置く。

選出方法は互選によるものとし、会長は学校職員以外とする。

(1) 運営協議会委員は次の者のうちから5名以上10名以内をもって組織する。

- ① 校長及び開放校の担当教員
- ② PTA、スポーツ・社会教育団体の役員等
- ③ 学区町内会長又は町内会関係者

(2) 委員は校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

推薦方法は別紙学校施設開放事業運営協議会委員推薦届の提出によるものとする。

(3) 運営協議会の任務

- ① 団体登録受付
- ② 団体登録の審査及び審査結果の事務
- ③ 利用受付及び運営事務
- ④ 団体と学校との連絡調整
- ⑤ 施設利用に関する地域住民への広報活動
- ⑥ 利用細則の作成
- ⑦ その他開放事業運営に必要と思われる事項

(4) 利用細則

運営協議会は、次の利用細則を定める

- ① 団体登録の条件
- ② 団体登録及び施設利用の手続き
- ③ 利用日時及び利用場所
- ④ 施設での活動内容
- ⑤ 管理責任者と利用責任者
- ⑥ 利用に当たっての留意事項
- ⑦ その他

7. 利用時における事故の責任の所在

(1) 施設整備の不備による場合を除き、利用におけるけが等の事故については各人が責任を負うものとする。

(2) 利用者は故意又は重大な過失により施設、器具等を破損・亡失した場合は、弁償の責任を負うものとする。

（施行期日）

この実施要綱は平成17年4月1日から施行する。

この実施要綱は令和元年8月1日から施行する。